

市民税 県民税 納入申告書																			
(宛 先) 名古屋市長										(受付印)									
令和 年 月 日提出																			
令和 年 月分 人員										人									
退職手当等 支払金額										十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
特別徴 収税額	市民税																		
	県民税																		
特別徴収義務者	住 所																		
	氏 名																		
	個人 番号																		
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。																			

退職所得分の「市民税 県民税 納入申告書」
(個 人 事 業 主 の 方 へ)

退職所得に対する所得割額を徴収した場合には、退職所得分の「市民税 県民税 納入申告書」に必要事項を記載して徴収した月の翌月の10日（土曜日・日曜日、祝日のときはその翌日）までに名古屋市個人市民税特別徴収センターに提出してください。

1. 個人事業主の方が納入申告書を提出するときは、納入済通知書裏面にある納入申告書ではなく、この用紙を使用してください。
2. マイナンバー（個人番号）を記載した納入申告書を提出していただく際には、法令に基づく本人確認（身元確認及び番号確認）をさせていただきますので、マイナンバーカード（個人番号カード）等の本人確認書類を提示してください（郵送により提出する場合は、本人確認書類の写しを添付してください。）。

本人確認について、詳しくは名古屋市公式ウェブサイト(<https://www.city.nagoya.jp/>)をご覧ください。

退職所得分の「市民税 県民税 納入申告書」の書き方

1. 「令和 年 月分」欄には、退職手当等を支払った年月を記入してください。
2. 「人員」欄には、退職所得に対する所得割額を徴収した人員の人数を記入してください。
3. 「退職手当等支払金額」欄には、退職所得に対する所得割額を徴収した人の分のみの合計額を記入するとともに、「退職所得に係る市民税・県民税特別徴収税額の個人別内訳書」に必要事項を記載して提出してください。
4. 特別徴収税額の「市民税」「県民税」欄には、退職所得に対する所得割額を市民税と県民税とに区分して記載してください。
5. 特別徴収義務者の「個人番号」欄には、個人事業主の方のマイナンバーを記載してください。

※「特別徴収義務者」欄等の必要事項を記載し、点線にそって切り離したうえで、名古屋市個人市民税特別徴収センターに提出してください。
※A4サイズの普通紙(両面白紙のもの)を使用してください。感熱紙、色紙等は受け付けられません。